

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沖縄県教育委員会は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県教育委員会

公表日

平成31年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)
②事務の概要	沖縄県特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を実施する。番号法においては、事務に必要な特定個人情報の管理、帳票出力、および各自治体へ特定個人情報の提供及び照会を行う。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表1の6の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び第10号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第3の4の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第21条 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第10号 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第3の2及び3の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第19条及び20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	沖縄県教育委員会教育支援課
②所属長の役職名	教育支援課長
6. 他の評価実施機関	
実施なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	沖縄県総務部総務私学課行政情報センター 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟2階(南側) TEL:098-866-2139 FAX:098-866-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	沖縄県教育委員会教育支援課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話番号: 098-866-2711 FAX番号: 098-866-2707

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表1の5の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表1の6の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条 	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号及び第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第3の5の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第21条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第3の2及び3の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第18条及び19条 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び第10号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第3の4の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第21条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第10号 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第3の2及び3の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第19条及び20条 	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	教育支援課長 登川 安政	教育支援課長	事後	様式変更に伴う修正